

軽費老人ホーム ケアハウス花屋敷 重要事項説明書

1. 事業主体概要

事業者の名称	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
法人所在地	静岡県浜松市中区元城町218番地26
電話番号	053-413-3300
(FAX 番号)	(053-413-3314)
代表者氏名	理事長 青木 善治
設立年月日	昭和27年5月17日

2. ご利用施設

施設の名称	ケアハウス花屋敷
施設の所在地	兵庫県宝塚市切畑字長尾山5-138
施設長名	中西 幸子
電話番号	072-740-3535
(FAX 番号)	(072-755-0408)
開設年月日	平成11年4月1日
交通機関	当園～川西能勢口 ケアハウス入居者送迎車運行
入所定員	100人
損害賠償責任保険加入先	あいおい損害保険株式会社

3. 事業の目的と施設の理念

①事業の目的

軽費老人ホームは、低額な料金で家庭環境、住宅事情等の理由により住宅において生活が困難な高齢者を入居させ、日常生活上必要な便宜を供与し、もって高齢者が健康で充実した明るい生活を送れることを目的とします。

②施設の理念 「互いに愛し合いなさい」

聖隷福祉事業団定款第1条にあるキリスト教精神に則り、利用者を含む高齢者の人権尊重を基として、ここに集うさまざまな人々が互いに愛しあい、サービスを提供される側も受身ではなく、主体的に愛し、愛され、喜びや悲しみを分かち合って、利用者、家族、職員、ボランティア、地域の方々が、共に生き生きとその人らしく生活できることを目指し、併せて地域の福祉向上に寄与することを願います。

4. 施設サービスの概要

①各種生活相談及び助言

施設は、入居者から生活相談を受けた場合は、誠意をもって対応し、必要に応じ関係各所と連携を図り助言を行う。

②食事サービス

施設は、入居者に対し1日3食、高齢者の健康に配慮した食事を食堂で提供する。食事は栄養並びに入居者の状況及び嗜好を考慮する。

③浴室の準備

施設は、常に入浴設備を良好に管理し、定められた曜日、時間帯に入浴できるように準備する。

④緊急時の対応

施設は、入居者の急病・怪我により、緊急に診察・治療が必要となった場合は、速やかに必要な治療が受けられるように措置を講じるものとする。

⑤非常災害時の対応

施設は、火災、地震、風水害等非常災害に備えて、防災計画及び事業継続計画を定め、定期的に訓練の実施等万全の対策を講ずると共に、入居者が常に防災に心がけるよう指導するものとする。

⑥在宅福祉サービス等の利用

身体状況の変化等によって日常生活上援助を必要になった場合は、在宅福祉サービスを利用できるよう所要の措置を行う。この場合の費用は入居者の負担となる。

⑦保健衛生

施設は、入居者に年1回健康診断の受診機会提供を行うとともに、提出された記録を保存し、日常における健康管理に配慮するものとする。また、入居者の健康保持にあたっては、高齢者特有の疾病予防に努めるものとする。

⑧自主活動への協力

施設は入居者の生活が健康で明るいものとなるよう、必要な助言を行うと共に趣味、教養、娯楽等の自主活動を実施する場合は、その適正と思われる活動に協力便宜を供する。

⑨その他サービス

施設は、年間行事計画を作成する。

入居者が、日常生活を営むに必要な行政機関等の手続きが困難な場合は、申出及び同意に基づき代行する。

5. 利用料金表

- ① 事務費・生活費等 施設概要別表 区分別月額利用料金表
- ② 居室水光熱費等 ご利用のしおり

6. 身元引受人について

入居者は、身元引受人を定めるものとします。また、社会通念上、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合は、この限りではありませんが、事業者と相談のうえ第三者機関の活用などの方途について検討するものとします。なお、身元引受人は、民法（債権法）に定める保証人としての責務を負います。

- ① 身元引受人は利用契約にかかる各条項のほか、以下の各項目に従い債務を保証する。
 - 1) 連帯保証人は、利用者と連帯して本契約から生じる利用者の債務を負担するものとする。
 - 2) 身元引受人の負担は、極度額 120 万円を限度とする。
 - 3) 身元引受人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

7. 協力病院

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

名称	所在地
川西市立総合医療センター	兵庫県川西市火打1丁目4番1号
宝塚第一病院	兵庫県宝塚市向月町19番5号
こだま病院	兵庫県宝塚市御殿山1丁目3番2号

8. 苦情相談窓口

当施設における苦情受付

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| ① 苦情受付担当者 | 生活相談員 | 生田 綾乃 |
| 苦情解決責任者 | 施設長 | 中西 幸子 |
| ② 受付時間 | 毎週月曜日～金曜日 | 9時から17時30分 |

第三者委員苦情受付	第三者委員	野村 仁丸 0797-89-3153
		三島 基道 072-757-7398

行政機関における苦情受付窓口

宝塚市健康福祉部健康長寿推進室高齢福祉課	0797-71-1141 (代表)
宝塚市東洋町1-1	
兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課	078-341-7711 (代表)
神戸市中央区下山手通5-10-1	

9. 当施設ご利用にあたって留意事項、禁止事項

① 留意事項 (運営規程第9条 再掲)

- 1) 施設は、円滑な施設運営を行うため、入居契約書、本規程等に従って施設の管理運営を行い、良好な環境の保持に努めると共に、入居者に規定等の周知徹底を図らなければならない。
- 2) 入居者は、入居契約書、運営規程、重要事項説明書、懇談会等の決まり事等を遵守し、良好な環境の保持に努めなければならない。
- 3) 入居者の故意または重大な過失による共用施設、居室等へ損害を与えたときは損害を弁償する。または原状回復しなければならない。
- 4) 入居者は、家族及び来訪者に対し、入居者の遵守すべき事項を遵守させるものとする。家族及び来訪者はそれらの事項を遵守しなければならない。
- 5) 入居者は、外泊するときは、その前日までに、外泊届に所要事項を記入し届け出るものとする。
- 6) 入居者は身上に関し重要な変更が生じたときは、速やかに届出ること。

② 禁止事項 (運営規程第10条 再掲)

入居者は、居室及び共用施設において次に掲げる事項をしてはならない。

- 1) 居室及び共用施設もしくは敷地内において、犬、猫、小鳥等の動物を飼育、又は敷地内にて食べ物等を与えること。
- 2) 営利その他の目的による勧誘・販売・宣伝・広告等の活動及び他の利用者に自身の信仰、信条等を強要すること。

- 3) 喧嘩、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- 4) 居室、建物内において火気の使用、喫煙すること。
- 5) 施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。

私は、本書面に基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し承諾いたしました。

年 月 日

入居者（契約者）

住所

氏名

印

身元引受人

住所

電話

氏名

印

説明者

軽費老人ホーム ケアハウス花屋敷

職名

氏名

印